

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2025. 11. 27 (木)
No. 295

市教委に懸案事項についての確認・申し入れ!

前年度一方 的に打ち切 りとされた切 交渉事項を 追求!

過日、さいたま市教組書記局メンバーは市教委を訪ね、人事課担当者に対し、申し入れを行いました。まずは、前年度に継続交渉を約束した事項について、その後の状況を担当課に確認するように申し入れました。

① 健康教育課 「栄養管理ソフト の件について」

信頼できるアレルギー対応ができる栄養管理ソフトの導入を求めているが、前年度に打ち切られた。

年度の継続使用に固執する担当課との間で平行線の議論が続きました。栄養職員に対して「新栄養管理ソフト」を選考するよう伝達があったと聞き、市販の新ソフトを導入することが決定すれば喜ばしいことですが、依然として旧来のソフトと比較検討するといふ状況なのかを少なくとも継続交渉相手である市教委にも知らせる等の措置があつてもしかるべきかと考えます。進捗状況の報告を求めました。

② 総務課 「学校教職員数の 把握の件について」

各学校の教職員

数の正確な把握と50人以上の職場に配置する産業医の配置を求める前年度の交渉を踏まえ、現状を明らかにすることを求めました。教職員数については未だに各学校からの報告に任せ、臨時者や会計年度職員がカウントされていらない現状があり、総務課が責任をもつて職員数を把握するのは当然のことです。また、今年度新たに50人以上となった職場が16校増えたことと聞いています。『労働安全衛生法』によれば、14日以内の産業医の配置が義務付けられていないにもかかわらず、業医が配置されていないか回答を求めています。この点に

ついても現状を明らかにし、今後の配置計画を説明するように求めました。

③ 教職員人事課

① 「人事調書について」

人事調書については、臨時者等の立場の職員にも「希望」を記入できるように調書の書式の改善を求め、現状は特に変更がないとのことでした。

② 「待遇面について」

SAや会計年度任用職員の待遇面について、本人に確実に周知するように求めました。学校の時間割変更によつ

て、時間外での勤務を求められることがあり、柔軟に勤務時間の変更ができることを各学校に周知して時間外勤務をなくす等の措置が必要ないかと、勤務のない8月に行う健康診断については、職専免ではなく出張の扱いで遠方から通勤する職員には旅費を支給すること、申し入れました。

③ 「部活動地域移行問題について」

部活動の地域移行にかかわることについて、モデル校の様子や予算面でのこと、教職員への顧問の強制がないよう周知して、現状の報告を求めました。

④ 「その他」

現在旧浦和地区には養護教諭を補助する職員が配置されており、検診

の補助や会計業務等を担っています。この職員の配置については、来年度以降も継続すること、未配置・未補充が蔓延する学校現場の中で「雇止め」の状況にある元教職員がいる現状があり、早急に対応すること、右記2点についても申し入れを行いました。

看過できないパワハラ問題